

## ＰＣＢ関連のご質問に対する情報提供

令和5年8月17日  
経済産業省電力安全課

令和5年7月25日に開催された、全技連理事会と当課との意見交換においてご質問のあったＰＣＢ関連の件について、以下のとおり情報提供いたします。

### ニチコン社製のコンデンサーについて、その後の進展如何

(答) ニチコン製コンデンサーについては、1991年（平成3年）以降のものでＰＣＢ汚染の報告があったため、処分前の分析をお願いしています。

なお、ニチコン社では汚染可能性がある機器の対象期間等の調査中であり、1990年（平成2年）から2004年（平成16年）3月までに生産された油入機器のＰＣＢ分析結果を収集しています。

絶縁油は交換できるからといって、1994年（平成6年）製以降の変圧器についても全て分析しなければ処理業者が引き取らないというのはおかしい。環境省には対応を改めて欲しい。

(答) 変圧器のような絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、1994年（平成6年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればＰＣＢ汚染の可能性はないとされています。ご意見につきましては、引き続き環境省に伝えてまいりたい。

低濃度P C B含有のコンデンサーや変圧器については、電路につながっている状態であれば電気工作物であり、電路から外し、廃棄物になった時点で絶縁油を分析すればよいとの話を聞いたが、環境省との話し合いにおいて、その点は明確になっているのか。

（答）低濃度P C B含有電気工作物は、電路に接続して使用する間は、絶縁油の分析を行う義務はありません。

低濃度P C B含有のコンデンサーや変圧器について、電路につながって運用しているものは、2027年（令和9年）3月以降も使用できるのか。

（答）現在使用中の低濃度P C B含有電気工作物の使用期限に係る規制はありません。

なお、環境省等から新たな情報等が得られましたら、適宜情報提供いたします。